

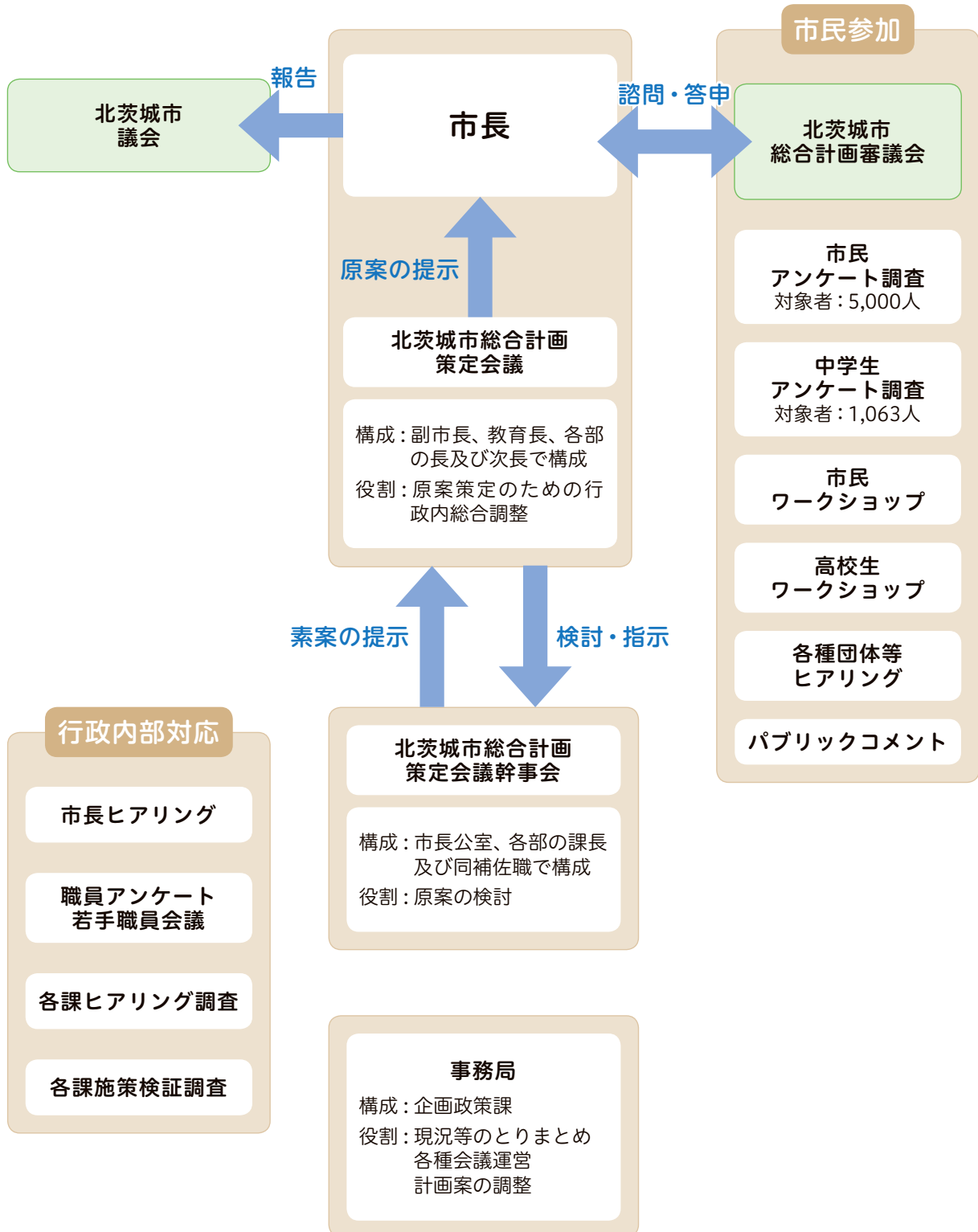
資料編

1. 策定經過概要
2. 策定体制
3. 審議會条例
4. 審議會名簿
5. 諮問
6. 答申
7. 用語解説

1. 策定経過概要

期日	項目	内容
平成30年 2月～3月	市民アンケート調査	18歳以上の市民5,000人(無作為抽出)
7月31日	第1回審議会 諮問	策定の基本的な考え方について 今後のスケジュールについて
9月	中学生アンケート調査	市内中学校在籍者1,063人(全員)
9月	職員アンケート調査	市職員 413人
平成31年 1月26日	高校生ワークショップ	高校生8名によるワークショップ
1月26日	市民ワークショップ	市民19名によるワークショップ
2月5日～2月7日	各種団体等ヒアリング	7分野57名(女性・子育て層、医療・福祉、教育・文化、都市基盤・環境、農林業、漁業、商工・観光業)
3月13日	若手職員会議	市若手職員 20名
3月18日	第1回幹事会	各種市民意向調査の結果について 第5次総合計画基本構想について
3月26日	第1回策定会議	各種市民意向調査の結果について 第5次総合計画基本構想について
令和元年 5月30日	第2回審議会	各種市民意向調査の結果について 第5次総合計画序論・基本構想について
7月12日	第2回幹事会	第5次総合計画序論・基本構想について 第5次総合計画基本計画について
8月26日	第2回策定会議	第5次総合計画序論・基本構想について 第5次総合計画基本計画について
8月30日	第3回審議会	第5次総合計画序論・基本構想について 第5次総合計画基本計画について
9月19日	第3回幹事会	第5次総合計画序論・基本構想について 第5次総合計画基本計画について
10月18日	第3回策定会議	第5次総合計画序論・基本構想について 第5次総合計画基本計画について
10月30日	第4回審議会	第5次総合計画序論・基本構想について 第5次総合計画基本計画について
11月15日	第4回幹事会 第4回策定会議	第5次総合計画序論・基本構想について 第5次総合計画基本計画について
12月2日	第5回審議会	第5次総合計画序論・基本構想について 第5次総合計画基本計画について
令和2年 1月8日～1月31日	パブリックコメント	
2月5日	第5回策定会議	パブリックコメントの実施結果について 第5次総合計画最終案について
2月17日	第6回審議会	パブリックコメントの実施結果について 第5次総合計画答申案について
2月25日	総合計画答申	
3月3日	議会説明	第5次総合計画について

2. 策定体制



3. 審議会条例

昭和48年6月28日
北茨城市条例第12号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、北茨城市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ北茨城市における総合計画に関する必要な事項を調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 住民

(任期)

第4条 審議会の委員は、当該諮問にかかる事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、会長の定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4. 審議会名簿

(敬称略)

役職	氏名	役職名
会長	上遠野 忠浩	北茨城市商工会事務局長
副会長	澤田 清	北茨城市行政改革懇談会委員
	鈴木 將之	大津漁業協同組合代表理事組合長
	谷内 伸二	認定農業者
	篠原 裕治	北茨城市観光協会副会長
	村田 昌子	北茨城市民病院副院長
	平賀 としえ	介護事業所経営者
	山名 玲子	元北茨城市教育委員会委員
	池田 勝雄	北茨城市文化協会会長
	舟生 幸枝	茨城県地球温暖化防止活動推進委員
	小野 國光	北茨城市消防団長
	福田 尚子	北茨城市創生推進会議委員
	澤 美知子	北茨城市女性連盟幹事
	山名 哲也	北茨城青年会議所理事長
	都築 響子	北茨城市地域おこし協力隊
	武子 能久	旅館・店舗等経営者
	滝 修司	神職
	上神谷 英典	北茨城市議会 (産業建設委員会)
	豊田 弘俊	北茨城市議会 (文教厚生委員会)
	松本 正春	北茨城市議会 (総務委員会)

※所属は委嘱をした時のものとなっています

5. 諮問

北 企 第2772号
平成30年7月31日

北茨城市総合計画審議会会長 様

北茨城市長 豊 田 稔

第5次北茨城市総合計画について(諮問)

北茨城市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

第5次北茨城市総合計画(基本構想・前期基本計画)の審議について

6. 答申

北 総 審第1号
令和2年2月25日

北茨城市長 豊 田 稔 様

北茨城市総合計画審議会
会長 上遠野 忠 浩

第5次北茨城市総合計画(案)について(答申)

北茨城市総合計画審議会条例第2条の規定により、平成30年7月31日付け北企第2772号で諮問された「第5次北茨城市総合計画(案)」について、慎重かつ詳細に審議を重ねてきた結果、別添のとおり答申します。

なお、総合計画を推進するにあたっては、以下の事項に留意され、将来都市像の実現に努めることを要望します。

記

- ・市民協働の理念を踏まえ、より一層の市政への市民参加を促進して本計画を推進すること。
- ・計画の推進にあたっては、着実な進行管理を実施し、基本目標の実現に取り組むこと。
- ・人口減少と少子高齢化といった社会情勢の変化に適切かつ迅速に対応し、柔軟性をもって本計画を推進すること。

以上

7.用語解説

あ行

一部事務組合	複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織。
茨城産業再生特区	東日本大震災特別区域法に基づき、茨城県と13市町村（水戸市、日立市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、那珂市、神栖市、鉾田市、茨城町、大洗町及び東海村）が共同申請し、平成24年3月9日付で内閣総理大臣に認定された特区。
いばらき就職支援センター	就職に関する相談から就職までをサポートする茨城県運営の無料職業紹介所。県内6か所に設置されている。
茨城消防救急無線・指令センター	茨城県内20消防本部33市町の災害通報の受信、出動指令その他の消防指令業務を共同で行う。平成28年6月1日から共同運用を開始。
茨城租税債権管理機構	市町村の収入未済額の縮減を図るため、平成13年4月に設立。茨城県内全市町村を構成団体とする市町村税徴収のための一部事務組合。
茨城県地球温暖化防止活動推進員	茨城県が実施するエコカレッジ講座や、その他環境活動人材の育成に係る講座の修了生で構成され、市町村と連携して地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出削減に取り組む者。市町村が推薦し、県が委嘱する。
エンパワーメント	個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得すること。
大型提示装置	大型ディスプレイやプロジェクターなど、デジタルコンテンツを大きく映す提示機能をもつ装置。
大津町盆船流し	8月16日の早朝、新盆を迎えた家で行われる盆行事。木（かつては麦わら等）で作られた船体の中央部には一斗缶などを利用した機関室、煙突などが作られ、船尾には舵や櫓、竹や木の帆柱には船名や故人の戒名などが書かれた白帆が張られる。機関室には線香が焚かれ、舳先部と舵部にはわらや胡瓜、茄子などで作られた船頭が乗せられる。盆船は大津の波止場に集められ、合同の法要「じゃんがら念仏踊り」の披露後に海に流される。

か行

合併浄化槽	し尿と合わせて生活雑排水（台所、風呂などの排水）を処理するもの。浄化槽法の改正により、現行の法律で「浄化槽」と定められており、新しく浄化槽を設置する場合は原則合併処理浄化槽の設置が義務づけられている。
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。
幹線街路	都市の主要な骨格をなし、近隣住区等における主要な道路または外郭を形成する道路で、発生または集中する交通を当該地区の外郭を形成する道路に連結するもの。
きたいばナビ	平成29年12月にリリースした市民に身近な情報を提供するスマートフォン等用北茨城市公式アプリ。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、キャリア発達を促す教育のこと。
救急救命士	重度傷病者が病院に搬送されるまでの間に、高度な救急救命措置を行う者。通常の救急隊員より高度な救命医療行為を許された有資格者。

急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度30度以上、がけ高5メートル以上の急斜面で、崩壊した場合に人家等に被害を生ずるおそれがある箇所。
協業化	複数の事業者で協業体を構成し、加工作業を共同で行うことで生産コストの削減や労働条件の改善を図ること。
漁業集落排水事業	漁業集落からの生活排水を処理する事業。
区画街路	都市内道路のうち、交通の機能よりも沿道宅地利用の機能が強い道路。
グリーン・ツーリズム	農山村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
グループウェア	組織内のコンピューターネットワークを活用した情報共有のためのプログラム。
グローバル化	これまで存在した国家、地域などの境界を越え、地球が一つの単位になる変動の過程。グローブ (globe) とは、球体としての地球の意味。
経常収支比率	使途を制限されない経常的な収入に対する経常的な支出の割合。数値が小さければ小さいほど弾力性のある財政といえる。
ケースワーカー	社会生活を送る上で、様々な困難や問題を抱えている人に対して、相談や助言、支援をする仕事。「生活相談員」、「生活支援員」、「児童指導員」など。
合計特殊出生率	一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値。15歳から49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したもの。
耕畜連携	米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に耕作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給する等、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ること。
国道6号バイパス	国道6号線の茨城・福島県境における津波浸水区間の回避と渋滞緩和等を目的とした、関本町関本中からいわき市勿来町四沢までの延長4.4kmのバイパス路。平成27年度から事業着手。
子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づき、子育て中のすべての家庭を支援する制度で、「認定こども園」の普及や待機児童の解消、地域の様々な子育て支援の充実を目指すもの。
コンパクトシティ	都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化とともに、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。

さ行

在宅介護支援センター	概ね65歳以上で介護を要する在宅者とその家族を対象に、市町村の福祉サービスや専門家による相談・指導が常時受けられる施設。平成2年から、特別養護老人ホーム・病院などに併設された。
里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林(原生林が伐採や災害によって破壊された後、自然にまたは人為的に再生した森林)、それらを混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。
里山林	居住地近くに広がり、薪炭材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。
砂防指定区域	土石流などによる土砂災害を未然に防ぐため、砂防えん堤などの工事を要する区域及び土地の形を変えたりするなどの行為を制限する区域。
自己資本構成比率	負債資本合計に占める自己資本金の割合(自己資本調達度)を示すもの。

自助、共助	「自助」は家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には迅速に避難したりするなど、自分で自分を守ること、「共助」は地域の災害時要援護者の避難に協力したり、地域の方々と消火活動を行うなど、周りの人たちと助けあうことを指す。
持続可能な開発目標(SDGs)	SDGs(エスディーゼーズ)は「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略。平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。
自治金融制度	市が保証機関である茨城県信用保証協会と、融資機関である市内取扱金融機関と連携を図りながら、市内の中小企業者に対して事業運営に要する資金をあっ旋する制度。
実質公債費比率	当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模(人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模)に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標。
実物投影機	プロジェクタやテレビにつないで、教科書や資料、立体作品などを拡大して映し出すことができる装置。
指定管理者	自治体が設置した公共施設を、民間企業や団体等を指定して管理・運営を行わせる制度。利用者の利便性の向上、地方公共団体の負担の削減などを目的として導入された。
児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、児童の生活環境の改善・福祉・保健など、児童福祉に関する援助・指導を行う者であり、民生委員がこれを兼ねる。
社会保障・税番号(マイナンバー)制度	住民票を有するすべての人に一人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するための制度。
主業農家	農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の農業従事日数60日以上の方がいる農家。
十石堀	江戸時代に松井村(現中郷町松井)の水不足を解消するために庄屋沼田主計により掘削された約15kmの用水路。令和元年9月にICID(国際かんがい排水委員会)において、世界かんがい施設遺産としての登録が決定された。
障害者虐待防止センター	虐待の通報・届出を受理、相談・指導・助言、広報・啓発を行う。
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指す。平成28年施行。(正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)
消費生活センター	消費者保護を目的とした都道府県・市町村の行政機関。消費生活全般に関する商品・サービスへの苦情や相談の対応、消費者被害の未然防止のための啓発活動などを行う。
将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。
食育	心身の健康の基本となる食生活に関する様々な教育。
シルバーリハビリ体操	関節の運動範囲を維持拡大するとともに筋肉を伸ばすことを主眼とする体操。立つ、座る、歩くなど日常の生活を営むための動作の訓練にもなる。
人事評価制度	職員一人ひとりの職務遂行能力、仕事の結果等を一定の基準と手続に基づいて、一斉に定期的に把握し、人事施策に活用する仕組み。平成28年度から本格導入された。

森林湖沼環境税	森林や湖沼・河川などの自然環境を良好な状態で次世代に引き継ぐために茨城県が設けた税。当初は平成20年度から24年度までの5か年として導入したが、平成29年度まで5年間延長され、さらに令和3年度まで4年間延長された。
水源かん養機能	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。
スクールソーシャルワーカー	子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。
スポーツ少年団認定員	地域における単位団活動の中心的指導者として、スポーツ少年団の理念にのっとり、その指導・運営にあたるとともに、単位団内における育成母集団をはじめ組織の強化を図る。
精神保健	精神的健康に関する公衆衛生であり、精神障害の予防・治療・リハビリテーションから、精神的健康の維持・増進を図るための諸活動までも含む。
ソーシャルワーク	社会的な問題の解決を援助するための社会福祉の実践的活動。

た行

第二創業	既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において、業態転換や新事業・新分野に進出すること。
地域子育て支援拠点施設	乳幼児及びその保護者の相互交流の場で、子育て不安に関する相談や情報提供・助言等を行う施設。
地域コミュニティ連絡会	本市にある区の長などで構成される組織。
地域自立支援協議会	地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議。事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなるネットワーク。
地域生活支援事業	障害者等が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施される事業。
地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。
地域包括支援センター	地域住民の福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護予防事業マネジメントや高齢者の総合的な相談・支援などを一体的に実施する中核拠点。
地域密着型サービス	高齢者が身近な地域での生活を継続できるようにするためのサービス。
地籍調査	土地分類調査、水調査と並び、国土調査法に基づく「国土調査」の一つであり、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量するもの。
地方分権一括法	「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。平成11年制定、関連の475法を改正、一部を除き平成12年施行。中央と地方のこれまでの上下関係を対等・協力の関係に改め、地方自治の活性化を図ることを目的とする。
ツイッター	ツイートと呼ばれる140文字以内の「つぶやき」を投稿することで、つぶやいた人とそれを読んだ人をつなげるコミュニケーション・サービス。最近では情報発信の手段として活用されている。
つくり育てる漁業	人間の手で魚介類を育てて海に放したり、魚介類が育つすみかを作ったりして魚介類の資源を増やすことや、いけすなどで大きくなるまで育てること。

特殊街路	都市計画で定められる特殊街路は、自転車歩行者専用道路と新交通システム、都市モノレール等の2種類。
特定健康診査	平成20年度から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて開始された新しい健診制度。40～74歳までを対象に国民健康保険、政府管掌保険、共済組合などの医療保険者に実施が義務づけられた。
特定個人情報	個人番号をその内容に含む個人情報（特定の個人を識別することができる情報）のこと。
特定保健指導	医療保険者が特定健康審査において「健康保持の必要がある」と判定した人を対象に行う健康指導。動機付け支援、積極的支援の2段階がある。
特別支援教育	障害のある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童生徒のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行う教育。平成15年に文部科学省が提唱。
特別支援教育支援員	発達障害のある児童などの学習を助けたり、学校生活を支えたりするため、文部科学省が配置を進めている。教員免許がなくてもよい。
都市計画区域	市または一定規模以上の町村において、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することを目的として県が指定する区域。
都市計画道路	「都市計画法」に基づき都市計画決定により整備を位置づける道路。その機能に応じて、自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路の4つの種別に分けて都市計画決定される。
都市公園	都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が規定する都市計画区域内において設置する公園または緑地。
土砂災害警戒区域	平成13年4月に施行された土砂災害防止法に基づいて都道府県知事が指定できる。指定には警戒区域（イエローゾーン）と特別警戒区域（レッドゾーン）がある。イエローゾーンに指定されると、市町村は地域防災計画に避難態勢を定めなければならない。レッドゾーンに指定されると、防災工事をしなければ宅地造成や学校、病院の建設ができず、知事は建物の移転を勧告できる。

な行

内水面	河川や湖沼。
二地域居住	都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点をもつ形態。
ニュースポーツ	勝敗にこだわらず、レクリエーションの一環として高年齢でも気軽にゲームができ、適度な運動量があって、しかも楽しむことができるようにしたスポーツ。代表的なものとしてゲートボール、グラウンド・ゴルフ等がある。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を自分のできる範囲で暖かく見守り支えていく人。認知症サポーター養成講座を受講すれば誰でもなることができる。
認定こども園	保育園と幼稚園の機能を統合させた施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行うため、都道府県知事の認定を受けて運営される施設。平成18年10月から導入。
認定農業者	農業で一定水準以上の収入を得る計画を作成し、市町村の認定を受けた農業者。
農業振興地域	自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、一体的に農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で都道府県知事が指定する。「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく。

ノーマライゼーション	障害者と健常者が分け隔てなく共存できる社会こそが通常の状態であるという考え方。
農用地区域	「農業振興地域整備計画」において定められた区域。農用地区域は、今後概ね10年以上にわたって農業上の利用を確保すべき土地について設定する。

は行

バイスタンダー	救急の現場に居合わせた人。
ハザードマップ	洪水、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域及び避難地・避難路等が記載されている地図。
花園ささら	華川町にある花園神社の例祭で、笛・太鼓とともに演じられる獅子舞。8歳から13歳くらいまでの男児が演じる角2本の親獅子・寄獅子、角1本の牝獅子からなり、優雅にして野趣に富み、古い型をよく伝えている。その縁起は古く、前九年・後三年の役の折、源頼義・義家父子が戦勝祈願のため奉納したのが始まりとされている。現在使われている獅子頭は、江戸時代末期の作と伝えられている。
パブリックコメント	市の基本的な政策を策定する際、その内容を市民に公表するとともに広く意見を公募し、その意見等を考慮して意志決定を行う制度。
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。
非常備消防施設	非常備消防（消防団）の施設を指す。対して、消防本部、消防署は常備消防という。
常陸大津の御船祭	大津町の佐波々地祇（さわわちぎ）神社で5年に一度、5月2日から3日に行なわれる春の大祭。平成29年3月に国重要無形民俗文化財に指定。御輿を乗せた神船を、水主（歌子）の歌う御船歌や囃しに合わせて300人ほどの曳き手が曳く。船底に車輪はなく、ソロバンと呼ばれる井桁状に組んだ木枠100丁を敷き、20から30人の若者が船縁にとりつき左右に揺らしながら木枠の上を滑らすように曳いていく。
避難行動要支援者	災害対策基本法において定義づけられた、高齢者、要介護認定者、重度の障害者、難病患者などのうち、「災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」をいう。
非破壊放射能測定	一般的な食品の放射性物質の測定では、食品をミンチ状にするため測定に時間がかかるほか、測定後も食べることができないが、食品をそのままごと測定できる機械を使った放射能測定。
風致地区	都市内の良好な自然的景観を形成している土地のうち、都市環境の保全を図るために風致（自然の趣き）の維持が必要な地区。
フォロワー	特定のツイッター利用者の「つぶやき」をすぐに読めるよう登録している人。
ブルー・ツーリズム	漁村地域において、漁業体験やその地域の自然や文化にふれ、地元の人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
プロモーション	宣伝活動。
へき地医療	山村や過疎地域など地理的な条件等に恵まれず、医療サービスの確保が困難な地域における医療。
保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。

放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもたち(放課後児童)に対し、授業の終了後に余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、健全な育成を図るもの。放課後児童クラブ、児童クラブ、学童クラブ、学童保育に同じ。
--------------------	--

ま行

未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする子どもに対して、その治療に必要な医療費を公費で負担する制度。
緑の雇用事業	林野庁の補助を受けて全国森林組合連合会が実施する事業。
民間交通安全指導員	北茨城市交通安全指導員と協力し、市の交通安全対策の推進と実践活動を補佐するとともに、街頭における正しい通行指導を主な任務とする。
民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼ねる。
メディカルコントロール体制	救急救命士などが救急現場で実施する医療行為に関し、医師が指示または指導・助言及び事後検証を行い、応急処置の質を担保する制度的枠組み。
素牛	肥育牛(肉牛として出荷するために飼育される牛)や繁殖牛(子牛を出産させ繁殖させるために飼育している牛)として飼養される前の生後6~12か月の子牛。
モニタリングポスト	大気中の放射線量を継続的に測定する据え置き型の装置。

や行

容器包装リサイクル法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律。家庭から出るごみの約6割(容積比)を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて、資源の有効活用の確保を図る目的で制定された法律。平成7年成立、平成9年一部施行、平成12年完全施行。
用途地域	都市全体の土地利用の基本的枠組みを設定するもの。住居、商業、工業などを適正に配置して機能的な都市活動を確保するとともに、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどの形を規制・誘導し、秩序あるまちづくりに大きな役割を果たす。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見及びその適切な保護または要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、情報交換、支援に関する協議、関係機関等との連携を行う。
予防保全	劣化が進み機能・性能の異常が生じる前に、十分な機能・性能が発揮できるよう保つこと。

ら行

ラピッドカー	消防からの要請により、「心肺停止や重症な患者さんの治療をいち早く行う」ため、医師、看護師及び救急医療資器材を乗せて現場に出動する緊急車両。北茨城市、高萩市、日立市の三市で運用。
緑地環境保全地域、自然環境保全地域	その区域の自然的社会的諸条件から見て、その地域における自然環境を保全することが特に必要なものについて茨城県知事が指定する区域。指定地域の自然環境によって、緑地環境保全地域と自然環境保全地域とに分けられる。

6次産業化	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組み。(1次×2次×3次=6次産業)
--------------	---

わ行

ワーク・ライフ・バランス	働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
---------------------	--

アルファベット

DV	ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) の略。配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。
GIS	地理情報システム (Geographic Information System) の略。位置や空間に関する様々な情報を、コンピューターを用いて重ね合わせ、情報の分析・解析を行ったり、情報を視覚的に表示させるシステム。
ICT	情報通信技術 (Information and Communication Technology) の略。従来のIT (情報技術: Information Technology) に代わる言葉として使われ、自治体にはICTを活用した利便性の高いまちづくりが求められている。
NPO	非営利団体 (Non Profit Organization) の略。民間で公益に資するサービスを提供する営利を目的としない団体。そのうち特定非営利活動促進法 (NPO法) に基づいて法人格を取得した団体をNPO法人という。
QRコード	以前より用いられていたバーコードを拡張するために開発された2次元コード。スマートフォン等で読み込むことによって、即時に指定のホームページへ遷移させることが可能となった。
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことで、友人同士や、同じ趣味をもつ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきている。
WCS	稲発酵粗飼料 (Whole Crop Silage) の略。稲の実と茎葉を同時に収穫し発酵させた牛の飼料。

第5次北茨城市総合計画

発行年月 令和2年(2020年)3月
発行 北茨城市
編集 北茨城市市長公室企画政策課
〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630
TEL 0293-43-1111(代)
FAX 0293-42-7308
URL <http://www.city.kitaibaraki.lg.jp/>

